

昭島市保健師事務連絡会実施要綱

(設置)

第1条 地域保健における多様化する健康課題や住民のニーズに的確に対応することを目的として、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進するとともに、関係機関との連携を密にし、情報の共有や効果的な保健活動の展開を図るため、昭島市保健師事務連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保健活動に関する関係機関との情報交換及び調整に関すること。
- (2) 保健活動に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 保健活動に関する効果的な指導や支援に関すること。
- (4) 保健師の人材育成や研修に関すること。
- (5) その他、保健師の業務に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 連絡会は、次に掲げる関係機関等に属する保健師をもって構成する。

- (1) 東京都多摩立川保健所
- (2) 昭島市
- (3) その他連絡会が必要と認めた者

(会議)

第4条 連絡会は、原則として年4回開催する。ただし、必要に応じて随時開催することができる。

- 2 会議の開催に当たっては会議の運営を担う担当者（以下「担当者」という。）をあらかじめ選任するものとする。
- 3 担当者は前条第2号の保健師から選任する。
- 4 担当者は、必要があると認めるときは、連絡会の構成員以外の者を連絡会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、福祉総務担当課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年5月1日から実施する。